

府政防第105号  
令和6年1月17日

新潟県防災局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）

令和6年能登半島地震における避難所外被災者への  
適切な支援の実施について（依頼）

被災者の災害関連死を防止するためには、在宅や車中泊などの避難所以外で避難生活を送る被災者（以下「避難所外被災者」という。）の方々への支援も重要です。ついては、下記に留意の上、関係部局及び管内の市町村に周知いただき、市町村におかれては適切に避難所外被災者の支援を実施していただくとともに、都道府県におかれては管内の市町村が万全の対応を行えるよう助言等をお願いします。なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

災害関連死を防止するためには、避難所の確保及び生活環境の整備等の取組に加え、避難所外被災者の支援も重要です。下記に避難所外被災者の方への支援のポイントを整理しましたので、地域の実情に応じ、取組の参考としてください。

1. 避難所外被災者の状況の把握

支援が必要な避難所外被災者に対して、漏れのない支援を実施するためには、避難所外被災者の状況把握を早急に行い、支援が必要な被災者に適切な支援の提供、医療や福祉的支援へのつなぎ等を実施することが重要です。

状況の把握に当たっては、避難所外被災者について、訪問や電話等のアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（避難所への届け出、アプリ等による発信等）を促すことが効果的です。

アウトリーチによる状況把握については、DMAT、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、災害支援NPO等の民間団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的です。一方で、それぞれの主体がそれぞれの職務の観点から、個別訪問を実施している場合があることから、関係部局が連携し、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を密に行うことが重要です。

上記のほか、状況把握の実施に当たっては、以下の点に留意ください。

- ・要配慮者の状況把握に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
- ・要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めること
- ・支援関係者で被災者の個人情報共有できるように、適切に利用目的を明示すること
- ・罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行うこと

(参考)

- ・状況把握に当たって、利用できる調査票として、厚生労働省が被災者アセスメント調査票を公表していますので必要に応じて活用を検討ください。

(別添1)

避難者に関するアセスメント調査票

調査票を配布した避難所名: \_\_\_\_\_

**被災者アセスメント調査票**

この調査票は、被災者支援のために被災し、適切な避難場所に入居することを目的とした調査票であり、本調査票に記載している情報の共有に当たっては、災害時における支援活動のために使用いたします。

記入者の氏名	記入日時: 月 日 時 分
記入者の氏名(フリガナ)	年齢: _____ 性別: _____
自宅住所	電話番号
記入者を含む被災された方の総人数	携帯電話

1 被災状況

被災により使用できなくなったパソコン  
 音声機器  携帯電話  インターネット機器

家族(家族)の健康の状況  
 家族が倒れてしまった。家が倒壊した。家が土崩れによって壊れたなど  
 家庭に避難が必要な程度の人さな被害があった(互が救われた、外傷がなかったなど)  
 家族に被害があった。  
 被害の程度: \_\_\_\_\_  
 被害がなかった

2 現在の自身の状況や、自身と一緒に避難している被災者の状況

現在の居住場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> 車中泊 <input type="checkbox"/> その他
避難所の利用	<input type="checkbox"/> 利用している <input type="checkbox"/> 必須給食 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 行楽やボランティア等に関与される各種の提供 <input type="checkbox"/> 利用していない
災害サポートを利用されているか	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 居室調整 <input type="checkbox"/> 造形 <input type="checkbox"/> インフラ対策 <input type="checkbox"/> 緊急時のみ精神状態 <input type="checkbox"/> 緊急時療養所状態 <input type="checkbox"/> 緊急時医療相談 <input type="checkbox"/> 定期的救急が必要(現在、[中絶・継続]) <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 難病等 <input type="checkbox"/> 肉親被害 <input type="checkbox"/> その他 (要調査票)
おこなうべき災害備忘録	<input type="checkbox"/> 無
訪問看護などの災害サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 利用している事業所名: _____ <input type="checkbox"/> 無
医薬品や処方薬の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
多言語(日本語)認定を受けた方	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護(50分未満) <input type="checkbox"/> 利用している居宅介護支援事業所名: _____ <input type="checkbox"/> 無
障害等手帳をお持ちか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療養手帳 (具体的な障害の種類等: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 無)
デザイナーズソフトウェアなどの福祉サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 被災前と比較して利用が促進されている <input type="checkbox"/> 利用の促進が見えない <input type="checkbox"/> おろさない <input type="checkbox"/> 利用している事業所名: _____ <input type="checkbox"/> 無
その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

本調査票に記載した情報は、地方自治体が設置する避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び関係機関等に調査を目的として共有される可能性があります。  
 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000967739.pdf>)

- ・高齢者等の状況把握に当たっては、厚生労働省の下記の事業を活用できます。各自治体におかれては、積極的に活用を検討ください。

**【被災高齢者等把握事業】**

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施するもの。

※介護支援専門員等の職能団体だけでなく、災害支援 NPO 等の民間団体の方へ委託することも可能です。

問い合わせ先: 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

TEL:03-3595-2889

## 2. 物資の配布・情報の提供

避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅等で避難生活を送ることを余儀なくされた避難所外被災者も、支援の対象とすることが適切です。避難所外被災者に対しても、必要な物資・情報等の提供をお願いします。

なお、以下のとおり内閣府より避難所の生活環境の整備、在宅避難者等への物資配布等について通知を発出しておりますので、併せてご確認ください。

※避難所の確保及び生活環境の整備等について（令和6年1月1日付 府政防第8号）

※在宅避難者等への物資配布について（令和6年1月8日付 事務連絡）

## 3. 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊をされる方については、特に、エコノミークラス症候群等の健康被害の防止が重要です。このため、DMAT や保健師の巡回等による健康管理、弾性ストッキングの配布や車中泊の注意点の周知等の取組をお願いします。

車中泊避難の早期解消に向けて、環境の整った避難所への誘導等を進めてください。

（参考）

### ・車中泊の注意点（新潟県）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/362880.pdf>

以上

＜問い合わせ先＞  
 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
 参事官補佐 新井、主査 信藤  
 TEL：03-3502-6984（直通）